

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2022年9月28日

【会社名】 株式会社アイキューブドシステムズ

【英訳名】 i Cubed Systems, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木勉

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 CFO 里見亮陞

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 CFO 里見亮陞

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年9月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

商号の英文表記の変更を行う。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更を行う。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、佐々木勉、有森正和、里見亮陞の3名を選任する。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役に、幸田好和、内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の4名を選任する。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額3億円以内とする。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額1億円以内とする。

#### 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、第4号議案の報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠を設定することとし、支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	37,290	61	0	(注)2	可決	84.98
第2号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)3名選任 の件						
佐々木 勉	37,231	123	0	(注)3	可決	84.84
有森 正和	37,228	126	0	(注)3	可決	84.83
里見 亮陞	37,220	134	0	(注)3	可決	84.82
第3号議案 監査等委員である取締役4 名選任の件						
幸田 好和	37,226	128	0	(注)3	可決	84.83
内田 裕子	37,228	126	0	(注)3	可決	84.83
古宮 洋二	37,225	129	0	(注)3	可決	84.83
舞田 靖子	37,225	129	0	(注)3	可決	84.83
第4号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬 等の額設定の件	37,211	143	0	(注)1	可決	84.79
第5号議案 監査等委員である取締役 の報酬等の額設定の件	37,263	91	0	(注)1	可決	84.91
第6号議案 取締役(社外取締役及び 監査等委員である取締役 を除く。)に対する譲渡 制限付株式付与のための 報酬決定の件	37,265	89	0	(注)1	可決	84.92

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上